

指定生活介護事業所設置法人 代表者様  
指定障害者支援施設設置法人

福島市長 木幡 浩  
(公印省略)

指定生活介護事業における医師の配置及び医師未配置減算の取扱いについて(通知)

日頃より障害福祉施策の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

生活介護事業におきましては、「福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する基準等を定める条例」(平成30年1月12日条例第8号)第80条第1項第1号及び「福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年1月12日条例第9号)第5条第1項第1号の規定により、医師については利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の配置(嘱託医を確保することをもって、配置とみなす。)が義務付けられていますが、どの程度の勤務実態をもって配置とみなすかの基準が示されておりました。

つきましては、令和5年4月1日以降、本市において以下のとおり取り扱うこととしますので、ご承知おきください。

なお、必要に応じて体制の整備を実施するとともに、変更があれば介護給付費等算定に係る届出を行ってください。

記

【医師配置の基準】

- 医師が健康管理や相談、基本的診療等のために、生活介護事業所、障害者支援施設に原則月1回以上の勤務を行っていること。

【未配置と判断する具体例】

- 医師が年に数回、健康診断や予防接種のためだけに来所し、診療等をする場合。
- 嘱託医契約はあるものの、勤務実態がほとんどない場合。
  - ☞ これらについては、実質的には協力医療機関であるとみなします

- ※ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書に添付する「従業者の勤務の体制」及び「勤務形態一覧表」、事業所に備え付ける出勤簿等には、必ず配置医師の勤務予定及び勤務実績を記載してください。
- ※ 人員基準上、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができます。ただし、この場合においても報酬算定上、医師未配置減算の適用を受けることとなります。
- ※ 令和5年4月1日以降は、実地指導等により医師の勤務実態を確認させていただき、未配置と判断された場合で医師未配置減算を適用していない場合は、過誤調整を行っていただきますので、ご承知おきください。

（福島市健康福祉部福祉監査課  
TEL 024-597-6468）